

# ボランティア基金設置規程

〔平成4年3月27日〕  
規程第2号

改正 平成26年 6月 1日規程第2号 平成31年 4月 1日規程第7号

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）に寄付された指定寄付金等に基づきボランティア基金（以下「基金」という。）を設置し、その運用益金を本会の財源に繰り入れ、ボランティアセンター事業の安定化を図り、ボランティアグループの組織的な活動の育成及び援助を行うことによって効果的な推進を図ることを目的とする。

## (基金の額)

- 第2条 基金の目標額は1,000万円とする。
- 2 前項の規程にかかわらず必要があるときは、前項の基金に追加して積み立てを行うことができる。
  - 3 前項の規程により積立が行われたときは、基金の額は積立相当額増額する。

## (基金の構成)

- 第3条 基金は、次の資金をもって構成する。
- (1) 本会に寄せられた指定寄付金等
  - (2) 泉南市からの補助金
  - (3) その他、基金への繰入金等

## (基金の管理)

第4条 基金は、金融機関への預金、その他確実かつ有効な方法により管理しなければならない。

## (基金の運用益金の使途)

- 第5条 基金より生ずる収益は、次の事業に要する経費に使用する。ただし、第2条に定める額に達成するまでは基金に編入することができる。
- (1) ボランティア活動の教育・研修事業
  - (2) ボランティア活動の調査・研究事業
  - (3) ボランティア活動の機器・機材の整備援助事業
  - (4) ボランティア活動の啓発・福祉教育事業
  - (5) ボランティア活動の需給調整事業
  - (6) ボランティアグループの援助事業

(会 計)

- 第 6 条 基金の会計は、本会の一般会計の中で処理する。  
2 この会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(基金の運用)

- 第 7 条 基金の適正な運用は、理事会が行う。

(処分の制限)

- 第 8 条 基金はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、災害その他緊急の必要が生じた場合は、理事会の同意を得、かつ評議員会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(その他)

- 第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮り定める。

附 則 (平成3年規程第2号)

- 1 この規程は、平成4年3月27日から施行する。

附 則 (平成26年規程第2号)

- 1 この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (平成30年規程第7号)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。